

## 返戻金制度について

### ●返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職したものが、入社6カ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに帰する解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者へ返還する制度です。

① 入社後1カ月超3カ月以内に退職した場合

手数料の 70%

② 入社後3カ月超6カ月以内に退職した場合

手数料の 50%

ただし、紹介予定派遣の場合や、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用致しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別途定める場合がございます。